

慈啓会養護老人ホーム

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

重要事項説明書

社会福祉法人 札幌慈啓会

慈啓会養護老人ホーム

1. 当外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (011) 561-8296

担当窓口 生活相談員

2. サービスの内容

(1) 基本サービス

①特定施設サービス計画の立案

利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスに係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

②利用者の安否の確認

事業者の従業員により、利用者の日常の心身の状況、生活状況を常に気配りいたします。

③生活相談等

生活相談員をはじめ従業員が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

(2) 受託居宅サービス

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、療養、その他の日常生活上の支援について、下記サービスにつき事業者が委託する指定居宅サービス事業者により提供します。

- ・指定訪問介護 慈啓会ヘルパーステーション 札幌市中央区旭ヶ丘5丁目6番51号
- ・指定通所介護 慈啓会デイサービスセンター 札幌市中央区旭ヶ丘5丁目6番51号

次の指定居宅サービスは、利用者の希望や心身の状況等に応じて事業者がその都度委託する事業所より提供します。

(3) 設備の使用、手続き並びに介護サービス等

次の事項などの他、入居に関する契約書の規定によりますので、ご参照下さい。

① 居室移動に関する事項

(ア) 利用者は、原則として別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとします。ただし、適切に介護サービスを受ける事が困難な場合であって次の各号に定める場合には、事業者を利用してない居室がある場合に限って、利用者の希望により居室を移動することができます。

- 一 日照、採光などの環境がより適切なサービスを提供する合理的理由があるとき
- 二 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき
- 三 より適切なサービスをするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送る

うえで著しい支障があるとき

四 その他、既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上著しい支障があるとき

- (イ) 事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、事業者の管理者は、利用者の同意を得て居室を移動させることができます。
- (ウ) 居室の移動を希望する入居者は、必ずその理由を付した書面により管理者へ提出してください。
- (エ) 事業者は、前項の書面を受理した時は、その適否を利用者に通知します。
- (オ) 事業者が利用者の居室を移動させる場合は、その理由を説明し、必ず利用者・ご家族の同意を得ます。
- (カ) 居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に修復してください。その費用は利用者の負担とします。
- (キ) 地震等の災害により一時的に居室の移動をお願いする場合があります。

② 食 事

朝 食 7 時 40 分～

昼 食 12 時 ～

夕 食 17 時 30 分～

- ・食事は、利用者の摂取状況等に合わせ調理します。
- ・医師の指示による食事の提供を行います。

食事介助は、原則として特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。

③ 入浴介助

原則として特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。従業員へ相談してください。

④ その他

日常生活上の更衣、排せつ、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等の介護は、特定施設サービス計画に沿って介護を行います。

⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。必要に応じて特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。従業員へ相談してください。

⑥ 健康管理

ご利用開始後、健康状態を把握するため協力病院での受診をいたします。また、原則毎週 1 回、医務室にて協力病院の嘱託医による診察や健康相談サービスを受ける事ができます。その他歯科医の往診も受けられます。なお、嘱託医以外への外来は原則として、ご家族に実施していただきます。(介添えが必要な場合はご相談下さい。)

(4) その他のサービス

理美容は、毎月第2火曜日理容があります。

美容は、当法人内の隣接する老人保健施設内に常設されております。(料金は理美容事業者へ直接お支払いいただきます。)

- ① レクリエーションは、年間を通して利用者の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもございます。
- ② ショッピングは、週2回、菓子、果物等の販売を行っておりますので、ご希望の方は実費負担にてご利用いただけます。(料金は販売事業者へ直接お支払いいただきます。) その他、日用雑貨の売店が、隣接する病院内にあります。

3 利用料金

- (1) 介護保険が適用される料金 「別掲1」
- (2) 介護保険利用料の自己負担の月額限度額 「別掲2」
- (3) 介護保険利用料の自己負担額の軽減 「別掲3」
- (4) 外部サービス利用型指定特定入居者生活介護利用者を対象として、ご負担頂く加算について 「別掲4」
- (5) その他自己負担となるもの(保険外の費用で全額利用者の負担となるもの)
特定施設入居者生活介護に係る利用料
ア 協力病院以外で、医療機関への通院に要する費用
イ その他 実費
 - ・理美容代(理美容事業者へ直接お支払いください)
 - ・記録等の複写物に関する費用サービス提供に関する記録の複写物に関する実費額は、1複写につき10円です

(5) 支払い方法

利用者は、当月請求額を原則、毎翌月 月末日までにお支払いいただきます。

4 協力医療機関

(1) 内科系

医療機関名	慈啓会病院
所在地	札幌市中央区旭ヶ丘5丁目6番50号
診療科目	内科・精神科

(2) 歯科系

医療機関名	傳庄歯科
所在地	札幌市白石区南郷通12丁目南6-20 サンケンビル1階

5 緊急時の対応

事業者は、利用者の心身の状況に急変が生じた場合、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに協力医療機関に連絡するとともに、できるだけ速やかにその家族に連絡するなど必要な措置を講じます。

6 事故発生時の対応

- 一 事業者は、入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 二 入居者に対するサービス提供により発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- 三 入居者に対するサービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- 四 入居者に対するサービス提供により事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

7 サービス内容に関する相談・苦情

① 利用者相談・苦情窓口

担当 介護支援専門員 小尾 理恵 電話 (011) 561-8296

② その他

事業者以外に、苦情解決第三者委員（事務所入口に氏名 電話等を掲示してあります。）市町村、札幌市社会福祉協議会、北海道国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情等を伝えることができます。

令和 年 月 日

当事業所の外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者 住所 札幌市中央区旭ヶ丘5丁目6番52号

事業者名 慈啓会養護老人ホーム

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所
説明員氏名

私は、契約書及び本書面により事業者から外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 札幌市中央区旭ヶ丘5丁目6番52号

慈啓会養護老人ホーム

氏名

印

利用者家族 住所

氏名

印

(本人との関係)

【別掲1】 利用料金・・・介護保険が適用される料金（1単位：10.14円）

次の①基本サービス利用料と②受託居宅サービス利用料との合計単位の原則1割が負担となりますが、収入階層により軽減される場合があります。

負担額は、当事業所からの請求により、当事業所にお支払いください。サービス提供事業者に直接支払う必要はありません。

①外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費・・・1日につき 84単位
およそ840円 ⇒利用者自己負担額： およそ 84円

②受託居宅サービス利用料
指定訪問介護

《身体介護が中心である場合》

- ・15分未満の料金・・・94単位＝ およそ 940円
⇒利用者自己負担額： およそ 94円
- ・30分未満の料金・・・189単位＝ およそ1,890円
⇒利用者自己負担額： およそ189円
- ・所要時間30分以上1時間30分未満の料金（所要時間30分から計算して
15分増す毎に＋85単位）・・・256単位＝ およそ2,560円
⇒利用者自己負担額： およそ256円
- ・1時間30分以上は、548単位＋（15分増す毎に36単位）

《生活援助が中心である場合》

- ・15分未満の料金・・・48単位＝ およそ 480円
⇒利用者自己負担額： およそ 48円
- ・所要時間15分以上1時間未満は94単位（所要時間から15分増す毎に＋48単位）
- ・1時間15分未満の料金・・・214単位＝ およそ2,140円
⇒利用者自己負担額： およそ 214円
- ・1時間15分以上の料金・・・256単位＝ およそ2,560円
⇒利用者自己負担額： およそ 256円
- ・その他のサービスは、必要に応じてご説明いたします。

【別掲2】 介護保険利用料の自己負担の月額限度額

基本サービス利用料と受託居宅サービス利用料との月額合計額には、要介護度により制限があり、この限度額の範囲内での利用となります。

- ・要介護1・・・16,355単位＝163,550円以内⇒自己負担額16,355円以内
- ・要介護2・・・18,362単位＝183,620円以内⇒自己負担額18,362円以内
- ・要介護3・・・20,490単位＝204,900円以内⇒自己負担額20,490円以内
- ・要介護4・・・22,435単位＝224,350円以内⇒自己負担額22,435円以内
- ・要介護5・・・24,533単位＝245,330円以内⇒自己負担額24,533円以内

【別掲3】 介護保険利用料の自己負担額の軽減

介護保険利用料の自己負担額は、利用者の収入申告の対象収入額の階層により、軽減される場合があります（市区町村の承認が必要です）。

対象収入階層	軽減率	対象収入階層	軽減率	対象収入階層	軽減率
1	100%	27	76%	33	62%
2～22	99%	28	71%	34	57%
23	95%	29	66%	35	54%
24	91%	30	65%	36	51%
25	86%	31	64%	37	48%
26	81%	32	63%	38	45%

※「対象収入階層」は、毎年収入申告により施設利用料として年1回7月に、市区町村から通知される「費用額決定通知書」に記載されています

【別掲4】 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護利用者を対象として、ご負担いただく加算

※算定要件により当施設における内容が変更になる場合がございますのでご了承下さい

加 算 項 目	算 定 要 件
障害者等支援加算	厚生労働大臣が定める者に対して基本サービスを行った場合に、1日につき20単位を加算。具体的には以下の障害等を有する者を指すものである。①療育手帳の交付を受けた者、②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、③医師により、①又は②と同等の症状を有するものと診断された者

加 算 項 目	算 定 要 件
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上である場合、または勤続10年以上介護福祉士25%以上かつサービスの質の向上に資する取り組みを実施している場合に1日22単位 ※1

加 算 項 目	算 定 要 件
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合に1日18単位 ※1

加 算 項 目	算 定 単 位
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	月の総単位数に12.8%の加算率を乗じた単位数

加 算 項 目	算 定 要 件
協力医療機関連携加算	相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合 1月につき100単位

※1. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・（Ⅱ）は介護職員の配置状況により該当する加算のどちらかを算定します